

介護保険法等に規定する指定居宅サービス事業者等に対する行政処分について

〔平成25年4月1日〕
旭川市福祉保険部指導監査課

1 趣旨

株式会社ハッピーワークスが開設している指定居宅サービス事業者等に対し、介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項及び第115条の9第1項の規定に基づく行政処分を行う。

2 対象事業者等

(1) 開設法人

法人名 株式会社ハッピーワークス
代表者名 代表取締役 池田 文彦
所在地 旭川市永山1条20丁目5番18号

(2) 事業所

事業所名	サービスの種類	指定年月日	所在地
ヘルパーステーション ハッピーライフ	訪問介護 介護予防訪問介護	平成24年10月1日	旭川市永山1 条20丁目5 番18号

3 処分内容

- 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の一部の効力を停止する。
(処分日から1か月間の新規利用者の受入停止)

サービスの種類	根拠法令
訪問介護及び介護 予防訪問介護	介護保険法第77条第1項第9号及び第115条の9第1項第8号
処分日	平成25年3月27日

4 処分の原因となる事実

- 指定申請書の添付書類「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」及び「雇用確約証明書」において、管理者、サービス提供責任者及び訪問介護員を平成24年10月1日に雇用するとして指定申請書を提出し、介護保険法第41条第1項及び第53条第1項の指定を受けたが、実際には同年10月1日において、管理者、サービス提供責任者及び訪問介護員を雇用していなかった。